

産業廃棄物処分委託申込書

申込日： 年 月 日

一般財団法人 山口県環境保全事業団
理事長 様

排出事業者

住 所 (〒)

名 称

氏 名

宇部港東見初・徳山下松港新南陽 広域最終処分場で、次のとおり産業廃棄物の埋立処分を申込みます。

1. 産業廃棄物発生場所	住 所	(〒 -) TEL () -		
	名 称			
	業 種			
2. 処分委託予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
3. 産廃処分業(中間処理)許可の有無	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>			
4. 産業廃棄物処理担当者の連絡先	部 署		TEL	() -
	氏 名		FAX	() -
	E-mail			
5. 処分を委託する産業廃棄物の種類と予定数量	管理型産業廃棄物の種類	予定数量 (t/年)	安定型産業廃棄物の種類	予定数量 (t/年)
	燃え殻		ガラスくず・陶磁器くず等	
	汚泥		廃石膏ボード※	
			保温材※	
	銚さい		がれき類	
	ばいじん		廃プラスチック類	
	13号廃棄物		ゴムくず	
管理型混合廃棄物 (燃え殻、ばいじんが付着した耐火レンガくずに限る。)		金属くず		
6. 収集運搬方法 自社 <input type="checkbox"/> ・委託 <input type="checkbox"/> ・併用 <input type="checkbox"/>	業者① 名 称		TEL	() -
	業者② 名 称		TEL	() -
7. 添付書類	(1) 産業廃棄物の性状表(別紙1) (2) 排出事業者が中間処理業者の場合、その許可証の写し (3) 運搬車両登録表(別紙2) (4) 搬入を収集運搬業者に委託する場合、産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (5) 搬入を収集運搬業者に委託する場合、運搬車両の車検証の写し (6) 分析証明書(管理型産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物※、廃石膏ボード※) (7) その他事業団が指定するもの			
8. 電子マニフェスト加入の場合	加入番号		公開確認番号	

※廃石膏ボード、保温材、石綿含有産業廃棄物は東見初処分場のみ受入可能

産業廃棄物処分委託申込書

申込日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

一般財団法人 山口県環境保全事業団
理事長 〇〇〇〇 様

排出事業者

住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

山口県〇市〇〇町△-△

名称 〇〇〇〇株式会社

氏名 〇〇〇〇

宇部港東見初広域最終処分場で、次のとおり産業廃棄物の埋立処分を申込みます。

1. 産業廃棄物発生場所	住所	(〒〇〇〇-〇〇〇〇)	TEL (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	名称	〇〇〇〇株式会社		
	業種	〇〇業		
2. 処分委託予定期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日			
3. 産廃処分業(中間処理)許可の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>			
4. 産業廃棄物処理担当者の連絡先	部署	〇〇部〇〇課	TEL (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	氏名	〇〇〇〇	FAX (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	E-mail			
5. 処分を委託する産業廃棄物の種類と予定数量	管理型産業廃棄物の種類	予定数量 (t/年)	安定型産業廃棄物の種類	予定数量 (t/年)
	燃え殻		ガラスくず・陶磁器くず等	300
	汚泥	200	廃石膏ボード※ 保温材※	
	鋳さい		がれき類	
	ばいじん		廃プラスチック類	
	13号廃棄物		ゴムくず	
	管理型混合廃棄物 (燃え殻、ばいじんが付着した耐火レンガくずに限る。)		金属くず	
6. 収集運搬方法 自社 <input type="checkbox"/> ・委託 <input type="checkbox"/> ・併用 <input checked="" type="checkbox"/>	業者① 名称	〇〇〇〇株式会社	TEL	(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
	業者② 名称	▲▲株式会社	TEL	(▲▲▲) ▲▲▲ - ▲▲▲▲
7. 添付書類	(1) 産業廃棄物の性状表(様式2)			
	(2) 排出事業者が中間処理業者の場合、その許可証の写し			
	(3) 運搬車両登録表			
	(4) 搬入を収集運搬業者に委託する場合、産業廃棄物収集運搬業許可証の写し			
	(5) 搬入を収集運搬業者に委託する場合、運搬車両の車検証の写し			
	(6) 分析証明書(管理型産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物※、廃石膏ボード※)			
	(7) その他事業団が指定するもの			
8. 電子マニフェスト加入の場合	加入番号	〇〇〇〇〇〇〇	公開確認番号	〇〇〇〇〇〇〇〇

※廃石膏ボード、保温材、石綿含有産業廃棄物は東見初処分場のみ受入可能